

苫小牧市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

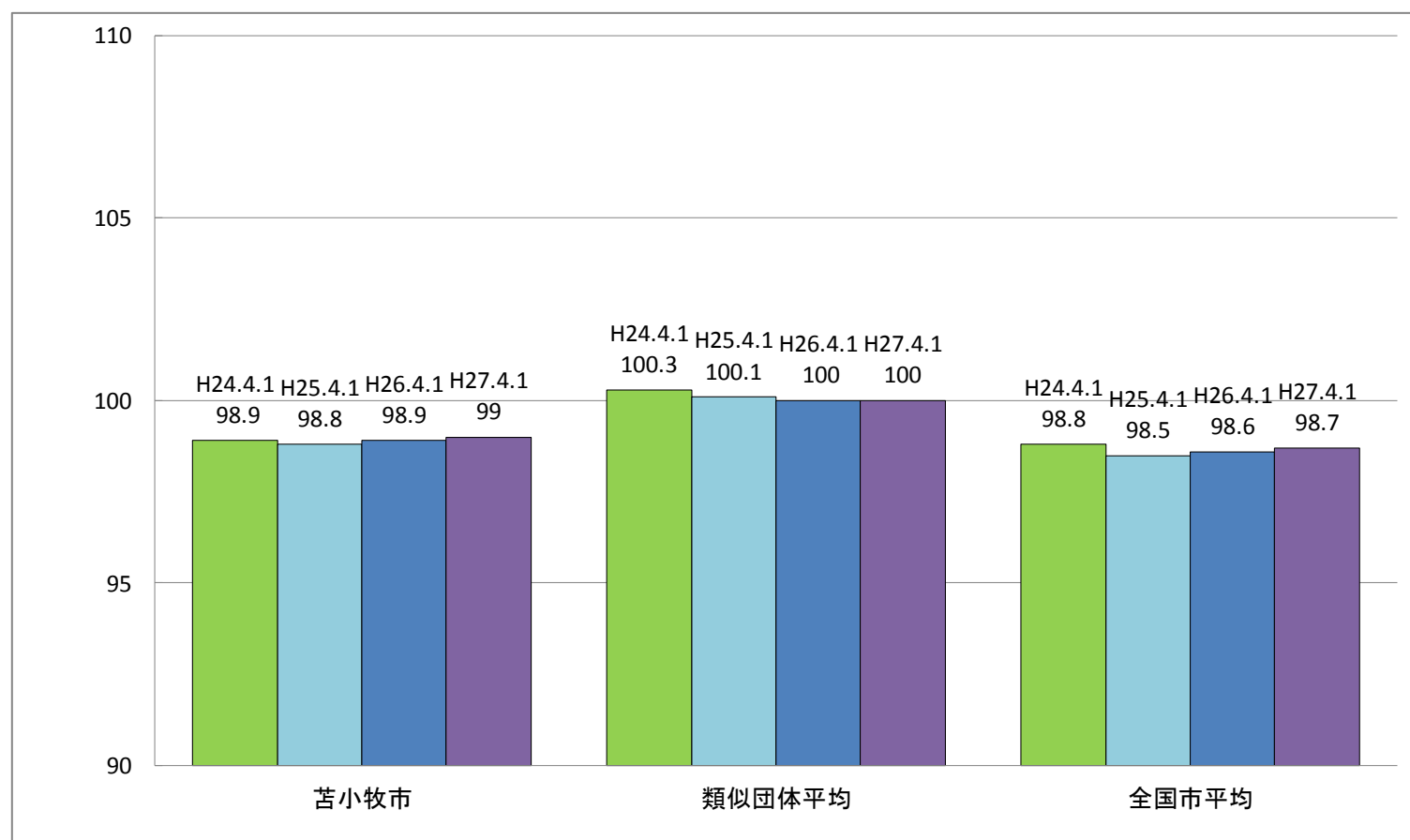
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	174,064	75,147,315	1,721,178	10,080,236	13.4	13.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	1,097	4,005,930	852,542	1,429,891	6,288,363	5,732	6,511

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

給料表の改定

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 行政職及び医療看護職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

高齢層については、最大4.8%引下げ。

激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 東京都内に在勤する職員について、国基準20%に対し、苫小牧市においても20%を支給。

（実施時期） 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点では18%、給与改定後は平成27年4月に遡及し18.5%を支給。

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の 支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%
苫小牧市の支給割合	18%	18%	18.5%	20%

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国の手当内容を踏まえ、新設（平成27年4月1日新設）

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

- 1 特別職の給料について、財政健全化緊急対策などにより平成12年1月より減額措置を行っており、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、給料月額は市長及び副市長並びに常勤監査委員7%の減額となっている。
- 2 管理職手当について、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、手当月額は7%の減額となっている。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
苫小牧市	歳 39.8	円 293,076	円 372,311	円 329,102
北海道	歳 45.4	円 331,531	円 399,809	円 375,822
国	歳 43.5	円 334,283	円 -	円 408,996
類似団体	歳 41.8	円 323,064	円 423,877	円 373,485

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
苫小牧市	歳 50.2	人 95	円 354,425	円 387,241	円 377,456	—	—	—	—
うち用務員	歳 51.7	人 36	円 357,797	円 389,113	円 386,110	用務員	歳 54.6	円 200,300	1.94
うち清掃職員	歳 45.9	人 19	円 334,473	円 399,108	円 359,127	廃棄物処理	歳 44.9	円 289,500	1.38
うち学校給食員	歳 57.9	人 9	円 387,044	円 404,577	円 408,282	調理士	歳 44.6	円 227,600	1.78
北海道	歳 52.2	人 283	円 337,790	円 369,457	円 360,025	—	—	—	—
国	歳 50.2	人 2,994	円 289,141	円 -	円 328,318	—	—	—	—
類似団体	歳 48.3	人 124	円 328,514	円 388,444	円 364,101	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
苫小牧市	—	—	—
うち用務員	円 6,243,263	円 2,774,400	2.25
うち清掃職員	円 6,242,709	円 3,952,300	1.58
うち学校給食員	円 6,559,638	円 2,978,300	2.20

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24年度～26年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
苫小牧市	歳 37.8	円 285,852	円 353,878	円 319,554
類似団体	歳 38.8	円 306,750	円 402,533	円 354,512

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		苫小牧市	北海道	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	173,166 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	141,708 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	137,600 円	141,708 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	174,200 円	— 円	— 円
	高校卒	142,100 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,563 円	364,890 円	381,125 円	399,850 円
	高校卒	227,007 円	313,870 円	364,006 円	381,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	322,445 円	349,260 円	378,530 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	265,160 円	356,575 円	377,380 円	— 円
	高校卒	226,975 円	322,600 円	366,750 円	380,128 円

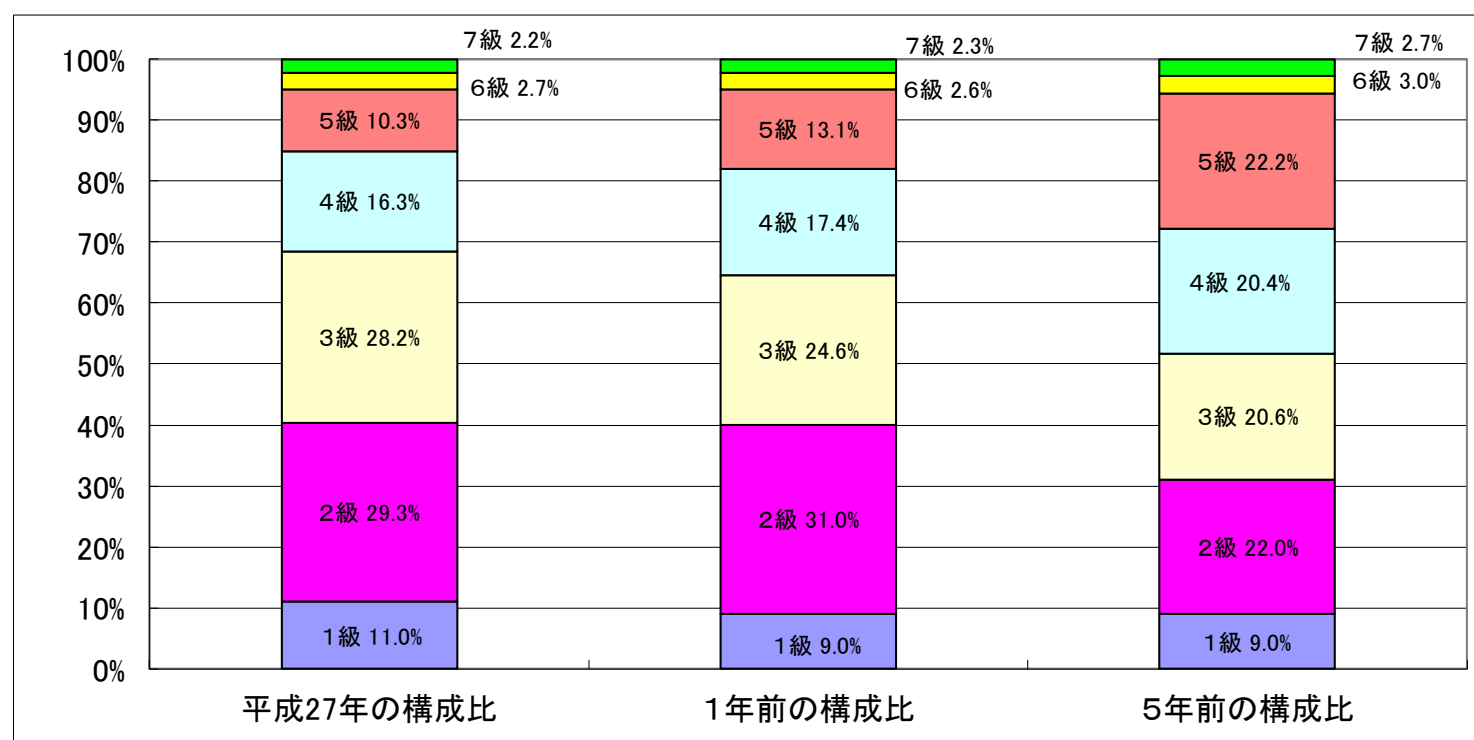
※民間企業等の経歴がある場合は、換算した期間を経験年数に含めています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	74人	11.0%	137,600円	244,900円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	188人	29.3%	187,700円	301,900円
3 級	1 係長又はこれに相当する職の職務 2 主任又はこれに相当する職の職務	162人	28.2%	223,900円	347,700円
4 級	1 課長補佐又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する係長又はこれに相当する職の職務 3 困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する主任又はこれに相当する職の職務	105人	16.3%	258,300円	386,700円
5 級	1 課長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職の職務	69人	10.3%	285,000円	393,700円
6 級	1 部次長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を所掌する課長又はこれに相当する職の職務	18人	2.7%	315,800円	407,900円
7 級	1 部長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を所掌する部次長又はこれに相当する職の職務	15人	2.2%	360,100円	442,600円

- (注) 1 「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

監督する地位にある者が証明する勤務成績の証明に基づき、
A（極めて良好）、B（特に良好）、C（良好）、D（やや良好でない）、E（良好でない）
の5区分で決定し、昇給の号級数は下記のとおり。

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号級数	8以上	6	4（特定職員 にあつては3）	2	0
（55歳に達した日を超えて在職する職員）	6以上	4	2	1	0

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

苫小牧市	北海道	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,298 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,614 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 3.05 月分 勤勉手当 1.05 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務成績の評定については、現在実施しておりません。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

苫小牧市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たりの平均支給額	762千円	22,356千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		2,280 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		456,026 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	18 %	3 人	18 %
札幌市	3 %	2 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		99.0%	
(ラスパイレス指数)		99.0%	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)	32,770 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	27,445 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	39.7 %
手当の種類(手当数)	以下のとおり

①月額による特殊勤務手当

手当の名称	支給される職員の範囲	支給実績(26年度決算)	手当額(月額)
業務手当	援護業務に従事する保健福祉部の社会福祉主事等(管理職の職員を除く。)	4,022,714円	生活保護業務の所管課(課に準じる組織を含む。以下同じ。)の職員 6,000円 その他の職員 1,500円
	放射線の放射作業に従事する市立病院(以下「病院」という。)の診療放射線技師及び臨床検査に従事する病院の職員	-	3,500円
	病院事業に従事する職員(管理職の職員を除く。)	-	2,500円(1,250円)
	市税の賦課(国民健康保険税の賦課を除く。)及び収納に従事する職員(管理職の職員を除く。)	1,594,802円	2,000円
	病院の看護師等(管理職の職員を除く。)	-	2,000円
	保健指導に従事する保健師(管理職の職員を除く。)	320,875円	1,700円
	常時薬品取扱業務に従事する公害防止業務等の所管課の職員	41,125円	700円
	水治療法作業に従事する病院の理学療法士及び産婦人科の業務に従事する助産師	-	1,000円(500円)
	感染症病棟の業務に従事する看護師等	-	500円(250円)
医務手当	医師	-	市長が別に定める基準により算出した額

備考 手当額欄の括弧内の金額は、当該月の勤務日数が11日未満の場合の手当額とする。

②その他の特殊勤務手当

危険手当	船舶に乗り組み海上業務に従事した職員	1,800円	日額 600円
	自動車等が通行する危険な道路上で測量業務に従事した職員	2,250円	日額 150円
	公害防止に関する法律、協定等に基づき、測定調査のため工場に立ち入り危険が伴う業務に従事した公害防止業務等の所管課の職員		日額 150円
感染症防疫作業従事手当	感染症の防疫作業に従事した職員	-	日額 300円
修理作業従事手当	廃棄物の焼却処分施設の機関修理作業又は点検作業に従事した職員	94,600円	日額 機関修理作業の場合 500円 点検作業の場合 200円
	消防の機関の修理作業に従事した消防職員(当該業務を本務とする者に限る。)	2,550円	日額 150円
出動手当	消火作業又は救急業務に従事した消防職員	7,480,750円	出動1回につき 250円
はしご車搭乗手当	水火災等に出勤し、はしご付消防自動車のはしごに搭乗して作業をした消防職員	35,750円	出動1回につき 250円
出勤待機手当	隔日勤務を命じられた消防職員(管理職の職員を除く。)	13,503,700円	隔日勤務1回につき 700円
屋外業務手当	屋外(勤務箇所から半径6キロメートル以上の地域(海路の場合は、港外)に限る。)で3時間以上業務に従事した職員	2,516,000円	日額 250円
特殊自動車等運転手当	特殊自動車等の運転業務に従事した運転手(廃棄物の処理業務等の所管課の運転手を除く。)	76,400円	日額 グレーダー又はブルドーザーの運転業務の場合 250円 ダンプカー又は大型バスの運転業務の場合 200円
滞納処分従事手当	滞納処分に従事した徴税吏員及び当該職員を補助する職員	690,200円	取扱い1件につき 200円
野犬掃討従事手当	野犬掃討に従事した職員	1,600円	日額 400円
死傷病人取扱手当	死傷病人(傷病人については、行旅傷病人に限る。)の収容に従事した市長が定める職員	3,000円	取扱い1件につき 死亡人 1,500円 傷病人 1,000円
時間外診療手当	宿日直勤務中に診療業務に従事した管理職の職員(医師を除く。)	-	勤務1回につき 6,900円〔半日勤務の場合 3,450円〕
緊急出動従事手当	災害活動に従事した職員(保全緊急出動手当を支給される職員及び消防職員を除く。)	222,600円	日額 400円 〔勤務が深夜に及ぶ場合 500円〕
夜間緊急出動手当	退庁後、正規の勤務時間外に市営住宅等の維持補修業務に従事した市営住宅の管理業務等の所管課の市長が定める職員	2,100円	出動1回につき 300円 〔勤務が深夜に及ぶ場合 600円〕
緊急出動手当	緊急診療のため、正規の勤務時間外に勤務した医師	-	勤務1回(同一の患者の診療のための2回以上の出動は、1回の勤務とする。)につきアからエまでに定める額(深夜に及ぶ場合は、括弧内の額) ア 勤務1時間以内の場合 1,000円(1,500円) イ 勤務1時間を超え3時間以内の場合 2,000円(3,000円) ウ 勤務3時間を超え5時間以内の場合 3,000円(4,500円) エ 勤務5時間を超える場合 4,000円(6,000円)
	緊急診療のため、正規の勤務時間外に勤務した病院の管理職の職員で規則で定めるもの	-	勤務1回につき 500円 〔勤務が深夜に及ぶ場合 800円〕
緊急出動待機手当	緊急診療のため、正規の勤務時間外に待機をした病院職員	-	待機1回につき 1,800円〔半日待機の場合 900円〕
深夜看護手当	深夜勤務に従事した病棟の看護師等	-	勤務1回につき 3,300円 〔勤務が規則で定める時間未満の場合 2,900円〕
深夜特殊業務手当	深夜勤務に従事した消防職員	2,156,300円	勤務1回につき アからウまでに定める額 ア 実勤務2時間未満の場合 410円 イ 実勤務2時間以上5時間未満の場合 520円 ウ 実勤務5時間以上の場合 780円

備考 この表に定めるもののほか、臨時的組織の職員、一時的な業務に従事する職員等で同表の特殊勤務手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、規則で定めるところにより特殊勤務手当を支給することができる。

(注) 支給実績は普通会計分を記載。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	318,446 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	309 千円
支給実績(25年度決算)	313,769 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	310 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当(月額)	①配偶者(内縁関係含む) 13,000円 ②22歳未満の子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 6,500円 ④22歳未満の弟妹 ⑤重度心身障害者 ・特定扶養加算5,000円 ・配偶者のない場合、その内1人は11,000円	同		126,903 千円	113,611 円
住居手当(月額)	自ら居住するため住宅を借り受けている職員 ・家賃7,001円以上のとき 1,000円～27,000円 ※自己の所有する住宅に対する手当の支給はH24.4.1から廃止している。	異	・家賃12,001円以上のとき 100円～27,000円	111,760 千円	100,054 円
通勤手当(月額)	①交通機関利用者(6ヶ月定期券相当額を一括支給) 通勤距離2km以上のとき ・運賃相当月額55,000円まで 全額支給 ・運賃相当月額55,000円超 超えた額の1/2を55,000円に加算した額 ②交通用具利用者 通勤距離2km以上のとき 2,000円～24,500円	同		58,078 千円	48,642 円
管理職手当(月額)	①部長職 給料表7級61号の給料月額の19/100の額 ②部次長職 給料表6級85号の給料月額の18/100の額 ③課長職 給料表5級85号の給料月額の17/100の額 ④課長補佐職 給料表4級85号の給料月額の16/100の額 ※H26.4.1からH27.3.31まで、手当月額を7%減額している。	異	・人事院規則に定める官職で、それぞれ俸給月額8/100～25/100の額	119,817 千円	735,076 円
単身赴任手当(月額)	・市長が定めるやむを得ない事情により、単身赴任する職員 23,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合 6,000円～45,000円を加算	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当(1時間当額)	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同		12,532 千円	70,405 円
寒冷地手当(月額)	燃料費等として、11月から翌年3月までの月額支給 ・世帯主で扶養親族があるもの 23,360円 ・世帯主で扶養親族がないもの 13,060円 ・その他のもの 8,800円	同		95,218 千円	85,244 円

備考 各種手当内容の詳細については、「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」をご参照ください。

5 特別職の報酬等の状況 (27年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	市長	911,400 円 (980,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,118,000 円 / 275,400 円
	副市長	744,000 円 (800,000 円)	930,000 円 / 616,000 円
報酬	議長	520,000 円	724,000 円 / 445,000 円
	副議長	480,000 円	660,000 円 / 385,000 円
	議員	440,000 円	606,000 円 / 360,000 円
期末手当	市長	(26年度支給割合)	
	副市長	4.1 月分	
退職手当	議長	(26年度支給割合)	
	副議長	4.1 月分	
	議員		
退職手当	市長	(算定方式) 減額前の給料月額×480/100×勤続年数	(1期の手当額) 18,816,000 円 (支給時期) 任期ごと
	副市長	減額前の給料月額×400/100×勤続年数	12,800,000 円 任期ごと

(注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

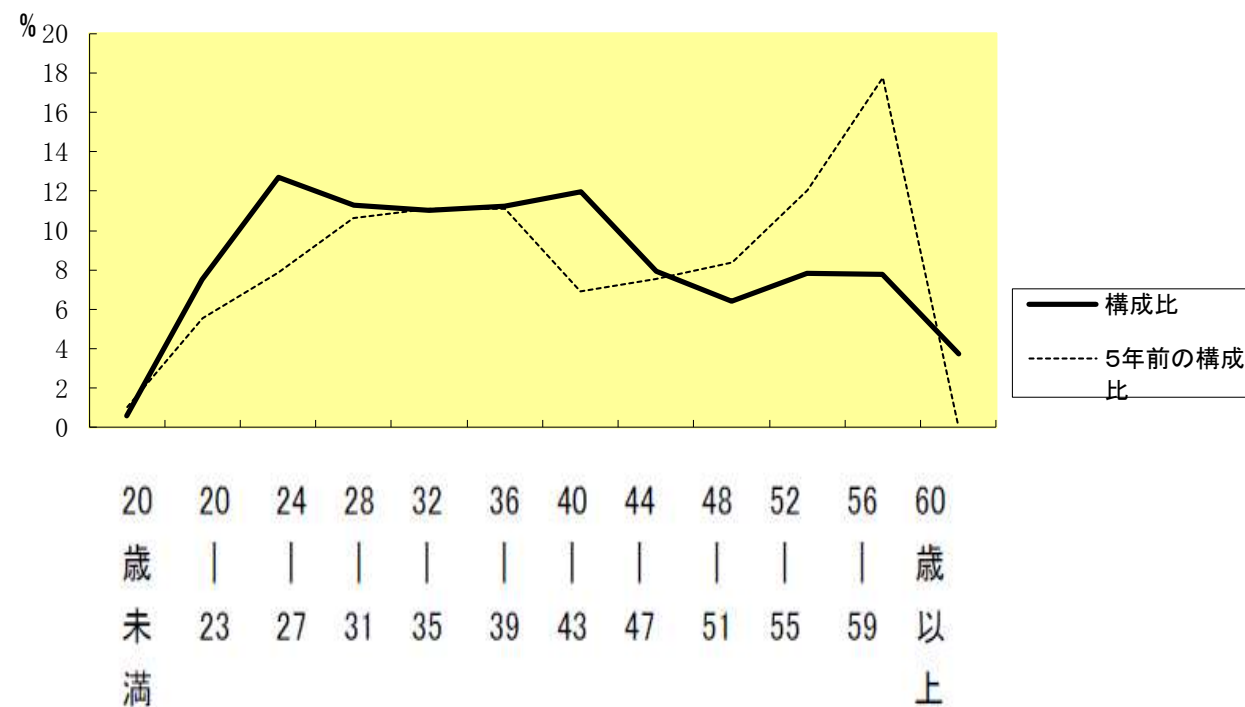
(平成27年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
普通会計部門	議会	12	12	0	統一地方選挙対応、土地造成事業会計廃止に伴う事務移管等 選挙管理委員会事務局への出向 廃プラスチック資源収集業務の民間委託 非常勤職員の再任用職員化 欠員補充 非常勤職員の再任用職員化
	総務	237	210	27	
	税務	72	73	△ 1	
	民生	202	202	0	
	衛生	86	87	△ 1	
	労働	4	4	0	
	農林水産	7	6	1	
	商工	20	19	1	
	土木	119	117	2	
	計	759	730	29	
	教育部門	132	140	△ 8	副主幹職の廃止、欠員不補充等
	消防部門	224	228	△ 4	欠員不補充
	小 計	1,115	1,098	17	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.06人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.70人)
公営企業等会計部門	病院	513	485	28	医師・看護師の増員
	水道	81	82	△ 1	事務の統廃合縮小
	下水道	41	40	1	非常勤職員の再任用職員化
	交通	0	0	0	
	その他	64	70	△ 6	総合福祉課新設に伴う事務移管、土地造成事業会計の廃止
	小 計	699	677	22	
合 計		1,814	1,775	39	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.21人
		[1,936]	[1,915]	[21]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長を含む)

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	11	136	230	205	200	204	217	144	116	142	141	68	1,814

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		697	703	713	700	730	759	62 (△ 3.7%)
教育		182	174	171	163	140	132	△ 50 (△ 16.0%)
消防		221	223	229	223	228	224	3 (0.9%)
普通会計		1,100	1,100	1,113	1,086	1,098	1,115	15 (△ 4.9%)
公営企業等会計		720	696	665	641	677	699	△ 21 (△ 13.8%)
総合計		1,820	1,796	1,778	1,727	1,775	1,814	△ 6 (△ 8.4%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	3,325,265	384,803	447,062	13.4	17.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費64,233千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 93	千円 331,336	千円 62,651	千円 117,308	千円 511,295	千円 5,498	千円 6,218

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれません。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
苫小牧市	44.9歳	306,719円	458,150円
市町村平均	44.9歳	348,021円	517,229円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

苫小牧市水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,235 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,298 千円	
(26年度支給割合) 期末手当 3.05 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.05 月分 0.7 月分		(26年度支給割合) 期末手当 3.05 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.05 月分 (0.7) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

苫小牧市水道事業			苫小牧市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.556 月分	勤続20年	20.445 月分	25.556 月分
勤続25年	29.145 月分	34.58 月分	勤続25年	29.145 月分	34.58 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たりの平均支給額	0千円	千円	1人当たりの平均支給額	762千円	22,356千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職し職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
該当者なし			

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		2,474 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		29,103 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		89.5 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	支給単価
危険作業手当	危険作業に従事した水道事業の技術職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く)	(1) 交通を遮断することなく行う管路等の維持補修又は漏水等の調査に係る作業 (2) 高所又は地下における作業(危険を伴うものとして管理者が認めるものに限る) (3) 毒物、劇薬、危険物その他の有害物を取り扱う水質 (4) 屋外における採水に係る作業(危険を伴うものとして管理者が認めるものに限る)	1,953千円	日額350円
屋外業務手当	屋外(勤務箇所から半径6キロメートル以上の地域(海路の場合は、港外)に限る)で3時間以上業務に従事した職員(緊急出勤従事手当の支給を受ける職員を除く)		426千円	日額250円
緊急出勤従事手当	災害活動に従事した職員(保全緊急出勤手当の支給を受ける職員を除く)		44千円	日額400円 (勤務が深夜に及ぶ場合500円)
停止処分従事手当	停止処分に従事した職員		—	取扱い1件につき300円
保全緊急出勤手当	災害等により水道施設の保全維持のため緊急に出勤した職員		51千円	出勤1回につき750円

備考 この表に定めるもののほか、臨時の組織の職員、一時的な業務に従事する職員等で同表の特殊勤務手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、規則で定めるところにより特殊勤務手当を支給することができる。

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	20,597 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	242 千円
支給実績(25年度決算)	17,509 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	201 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当 (月額)	①配偶者(内縁関係含む) 13,000円 ②22歳未満の子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 6,500円 ④22歳未満の弟妹 ⑤重度心身障害者 ・特定扶養加算5,000円 ・配偶者のない場合、その内1人は11,000円	同		10,962 千円	228,375 円
住居手当 (月額)	自ら居住するため住宅を借り受けている職員 ・家賃7,001円以上のとき 1,000円～27,000円 ※自己の所有する住宅に対する手当の支給はH24.4.1から廃止している。	同		6,006 千円	95,334 円
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者(6ヶ月定期券相当額を一括支給) 通勤距離2km以上のとき ・運賃相当月額55,000円まで 全額支給 ・運賃相当月額55,000円超 超えた額の1/2を55,000円に加算した額 ②交通用具利用者 通勤距離2km以上のとき 2,000円～24,500円	同		4,399 千円	55,677 円
管理職手当 (月額)	①部長職 給料表7級61号の給料月額19/100の額 ②部次長職 給料表6級85号の給料月額18/100の額 ③課長職 給料表5級85号の給料月額17/100の額 ④課長補佐職 給料表4級85号の給料月額16/100の額 ※H19.7.1からH26.3.31まで、手当月額を15%又は10%減額している。	同		5,886 千円	735,782 円
夜間勤務手当 (1時間当額)	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同		4,994 千円	199,757 円
寒冷地手当 (月額)	燃料費等として、11月から翌年3月までの月額支給 ・世帯主で扶養親族があるもの 23,360円 ・世帯主で扶養親族がないもの 13,060円 ・その他のもの 8,800円	同		7,333 千円	92,825 円